

令和 4 年度 第 1 回

三種町情報公開・個人情報保護審査会議案

令和 5 年 2 月 6 日提出

日 時 令和 5 年 2 月 6 日（月）
午後 1 時 3 0 分

場 所 三種町役場本庁 第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 事

(1) 選任第1号 会長の選任について

(2) 選任第2号 会長の職務を代理する委員の指名について

(3) 諮問第19号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について【新 規】

(主管課等：総務課)

(4) 試問第20号 三種町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について【新 規】

(主管課等：議会事務局)

4 報 告

令和3年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

5 閉 会

三種町情報公開・個人情報保護審査会委員

任期：令和4年12月7日～令和6年12月6日

(50音順、敬称略)

分野	氏名	摘要
福祉	伊藤 まこと い とう まこと 藤 誠	元三種・八峰養護老人ホーム組合施設長
法曹	おお ば ひで とし 大 庭 秀 俊	白神法律事務所 弁護士
地域団体	こ だま よう ぞう 小 玉 陽 三	元天瀬川自治会長
行政経験者	さくら だ えつ ろう 櫻 田 悦 郎	元町総務課長
学識経験者	た なか せい いち 田 中 誠 一	元（公）秋田県食品衛生協会専務理事
人権	なり た たか みち 成 田 隆 道	人権擁護委員

選任第 1 号

会長の選任について

三種町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 27 年三種町条例第 3 号）第 5 条第 1 項の規定により、審査会会長の選任を委員の互選により行う。

令和 5 年 2 月 6 日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会

選任の方法	推 薦 ・ 無記名投票
選任された委員	

選任第 2 号

会長の職務を代理する委員の指名について

三種町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 2 7 年三種町条例第 3 号）第 5 条
第 3 項の規定により、次のとおり指名する。

令和 5 年 2 月 6 日

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会長

会長が指名した委員	
-----------	--

諮問第19号

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について

(主管課等：総務課)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等を整備することに関し、三種町長から令和4年12月6日付けで三種町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年三種町条例第3号）第2条第2項の規定に基づく諮問を受けたので、審議に付する。

令和5年2月6日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会 長

1 諮問概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例等を整備する必要があることから、その内容について意見を求める。

2 提出資料

- (1) 諮第19-1 諮問書（令和4年12月6日付け三種総発-845）
- (2) 諮第19-2 三種町個人情報保護法施行条例の制定について（別紙1）
- (3) 諮第19-3 三種町個人情報保護法施行細則の制定について（別紙2）
- (4) 諮第19-4 三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（別紙3）
- (5) 諮第19-5 改正個人情報保護法（令和3年改正法）の概要
- (6) 諮第19-6 現行条例・改正法比較

諮問第20号

三種町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

(主管課等：議会事務局)

三種町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することに関し、三種町議会から令和4年12月6日付けで三種町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年三種町条例第3号）第2条第2項の規定に基づく諮問を受けたので、審議に付する。

令和5年2月6日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会 長

1 諮問概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体の議会は適用が除外されている。個人情報の取扱いについて執行機関と差が生まれないよう、独自に条例を制定するので、その内容について意見を求める。

2 提出資料

- (1) 諮第20-1 諮問書（令和4年12月6日付け三種議発-218）
- (2) 諮第20-2 三種町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

報 告

令和3年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

1 情報公開制度

(1) 公開請求

請求 件数	取 下	決定 件数	決 定 内 容					
			全部 公開	部分 公開	非 公 開			却 下
					非公 開	不存 在	拒 否 存 否 応 答	
3	—	4	1	1	1	1	—	—

※決定件数の内訳 町長部局 2、教育委員会 2

(2) 審査請求（不服申立て） なし

2 個人情報保護制度

(1) 開示請求

請求 件数	取 下	決定 件数	決 定 内 容					
			全部 開示	部分 開示	非 公 開			却 下
					非公 開 示	不存 在	拒 否 存 否 応 答	
1	—	2	1	—	—	1	—	—

※決定件数の内訳 町長部局 2

(2) 訂正、利用停止請求 なし

(3) 審査請求（不服申立て） なし

(4) 取扱いに係る苦情の申出 なし